

令和 5 年 3 月 23 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について 3 月 3 日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

第 2 号議案 古賀市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定 について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、必要な措置を講じるため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 今回の改正は、古賀市子ども・子育て会議の内容にまで関わるものではない。
2. こども計画策定と一体とする子ども・若者計画の策定も古賀市子ども・子育て会議の中で審議していく。
3. 古賀市子ども・子育て会議の構成委員について、現時点では今のまま維持するが、必要に応じて検討する。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第 3 号議案 古賀市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地域で中学校の部活動に代わり得る活動の機会を確保できる体制を整えるための計画等について、必要な事項を審議する附属機関を設置するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 古賀市部活動地域移行等検討委員会（以下、検討委員会）は、古賀市立中学校の部活動を地域移行させていくための計画などを検討する委員会である。
2. 検討委員会は、学識経験者、中学校長、古賀市スポーツ協会代表、古賀市文化協会代表、PTCA の代表等で組織する。
3. 検討委員会は、具体的に計画を作成する段階であり、ある程度実情を知っている人の意見を伺う必要があることから、委員は 7 人とした。
4. 検討委員会委員の任期は、計画が最終的に確定するまでの 2 年程度と考えている。
5. 部活動の地域移行への課題として、制度設計、人材、費用などの負担感などがあるが、これらも検討委員会で検討していく。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第 11 号議案 古賀市介護予防支援センター条例を廃止する条例の制定について

古賀市介護予防支援センターでの介護予防事業終了に伴い、古賀市介護予防支援センターを廃止するため、条例を廃止するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 古賀市介護予防支援センター「ふれあいセンターりん」（以下、りん）は、平成16年6月開所以来約18年間、市内では先駆的に介護予防に資する場として高齢者に介護予防活動の提供を指定管理者制度によって行ってきた。りんの設置は、高齢者における健康の保持増進や福祉の向上、生きがいづくり、仲間づくりなどに寄与してきた。
2. 高齢者の介護予防を身近な公民館などに移行する国の方針を受け、超高齢化が進む古賀市においても多くの高齢者が介護予防活動を受けられるように地域の公民館などでの介護予防活動に力を入れていく中で財政面も考慮し、りんについては一定の役割を終えたことから廃止する判断に至った。
3. りんで使用していた機械や備品の今後の取扱いについて、大型の機械は移転先や保管場所の確保が難しく、移転先は決まっていない。その他の備品は移転する物と処分する物を選別している。引き続き、移転先等を検討していく。
4. りんの利用者は新たな場所での活動も検討していきたいとのこと、市でも支援できる場所は支援していく。地域での介護予防活動が広がるように地域活動サポートセンターゆいなどでの取組や貸館施設等での活動の情報提供など、様々な活動に力を入れていく。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。